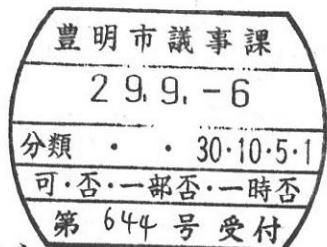


<参考>様式第4号

平成29年9月6日

豊明市議会議長 殿

研修会・講演会等参加報告書



議員名 山盛さちえ

平成29年度豊明市議会政務活動費にて下記の研修に参加しましたので報告します。

日付	研修先	研修項目及び成果等
平成29年8月22日	会場 イーブルなごや 住所 名古屋市中区 大井町7番地25号	研修内容 愛知県内自治体議員決算学習会 16年度決算をどう読むか ～2016年決算の「勘どころ」～

(注) 別紙添付も可能とします。

(注) 本報告書は5年間公開します。

平成29年度政務活動費による研修の報告書

平成29年度9月6日
報告者：山盛さちえ

- 研修項目：16年度決算をどう読むか
～2016年決算の「勘どころ」～
- 講師：公益財団法人地方自治体総合研究所 菅原敏夫氏
- 研修日：平成29年8月22日
- 研修会場：イーブルなごや（旧女性会館）名古屋市東別院
- 研修に要した費用：参加費：6000円 交通費：1100円(往復)

◎主な内容 その1

○参加自治体の決算状況を深掘り、課題の共有、議論をした。
決算カード、健全化判断比率などを活用し、参加自治体（豊明市、日進市、東郷町、みよし市、瀬戸市、常滑市、半田市、愛西市、豊橋市、西尾市、設楽町）の決算や財政状況、自治体の課題などについて、1自治体につき約20分程度、発表・議論した。他市の決算状況等、意見交換の内容については、多岐にわたるので報告は控える。

◎主な内容 その2

○講師の資料をもとに講義を受けた（主な内容のみ報告する）
自治体の決算見込み、決算カード、関連資料の公表をもっと早くさせること
7月14日に総務省が「平成28年度地方税収決算見込額」を公表した。これは自治体から提出された税収の速報値を集計したもので、実際の決算額と異同が生じることははあるが、決算の数値はかなり早い段階で、ほぼ固まっていることがわかる。

自治体は3月末の会計閉鎖後、二ヶ月の出納整理期間があるので、決算資料の作成・公表は9月議会に間に合わせることが精一杯と説明するが、パソコン処理される現在において、本当にこれだけの時間が必要なのか疑問、とのこと。現に愛知県は7月5日に「決算公表」を公表し、千葉市は8月4日に「決算概要」を公表している。愛知県は東京都に比べれば内容は良いが、千葉市情報量は愛知県を大きく上回る。やる気があればここまでできる！ことを証明したと言えよう。本市も参考にすべし。

民間企業は一般的に、5月に決算書を公表、6月に総会が開催される。自治体は9月の決算議会の直前に決算書が配布されるので、事前に調査、確認できる環境はない。これで、まともな決算審査ができるはずはない。早い時期で情報公開するよう求めるべき、と講師から指摘があった。

新公会計制度導入の意義を知り、決算（結果）重視につなげること

平成28年度決算から新公会計制度（統一的な基準による）財務書類を整備することになったが、議会の9月決算審査に間に合わないところがほとんどのようだ。議会としてこれでいいのか、決算重視に向けての改善を求めるべき、との指摘を受けた。

そもそも、民間企業は決算（結果）重視だが、自治体は予算（方針）が重視されてきた。この度の企業会計導入の意義は、決算を済んだことだから…で終わらせないこと、結果に目を向けることで次年度予算につなげることが重要とのことを再認識した。

統一的な基準による財務書類等を作成するためには、ノウハウを修得した職員の育成やICTを活用したシステムの整備が不可欠であり、平成27年度には関係機関における研修の充実・強化や標準的なソフトウェアの無償提供が行われた。固定資産台帳の整備等に要する一定の経費については今年度から特別交付税措置が講じられる。活かせる体制、組織づくりを求めねばならない。

決算審査のポイントはここ

- ・決算のテーマは何か、確認すること。
- ・予算の目的に対する達成度を確認すること。
- ・社会保障費に関する財源は確保されたのか？（地方消費税交付金の使途・状況を詳細に公表させ）確認すること。
- ・国予算の重要項目であった、地方創生、1億総活躍社会の実現、ワークライフバランスの向上などの実施状況、成果を確認すること。

地方自治法の改正についても知っておこう

- ① 条例で議会選出の監査委員を選任しないことができることになった。議選監査委員は役に立っていないから廃止、という考え方方が大勢を占めるが、議会の役割・機能を思えば、その判断は慎重でなければならない。
- ② 自治体の長は決算で、議会から非認定の議決を受けた場合、当該議決を踏まえ必要と認める措置を講じたときは議会に報告するとともに、公表しなければならない。
- ③ 議会は、自治体の長の損害賠償責任の一部免責に係る条例の制定又は改廃

に関する議決をしようとするときは、改めて監査委員の意見を聴かなければならない。

- ④ 議会は住民監査請求があった後に損害賠償責任又は不当利得返還の請求権その他権利の放棄に関する議決をしようとするときは、あらかじめ監査委員の意見を聴かなければならぬ。
- ⑤ 内部統制（不正防止）の制度化が図られた。間違いがあった場合、民間は報告書を提出させ、監査することになった。誰が責任を取るのかも明確にされるが、自治体はこの部分が骨抜きになった。

以上

